



こども誰でも通園制度総合支援システム

こどものオンライン申請機能のご案内

2026.08.22

こどもまんなか
こども家庭庁



こどものオンライン追加・消滅申請機能のご紹介

つうえんポータルで**利用者がこどもの追加認定申請と、こどもの消滅申請をできるようになりました。**

オンライン申請とは？

オンライン申請とは、つうえんポータルを通じて利用申請から認定、アカウント発行までをオンライン上で完結できる機能です。
利用者はつうえんポータルから自治体の対応状況に応じて、申請を行う事ができます。
利用者は窓口の時間などを気にすることなく、自分のタイミングでこどもの追加・消滅の申請をすることができます。

※2025.8.29に発出したオンライン申請機能のご案内を再掲しています
P.8~を参照ください
※詳細な手順は各マニュアルを参照ください

これまで

市町村の窓口でこどもの追加・消滅申請が必要

利用者




①追加・消滅するこどもの書類を作成して窓口に提出

市町村





①書類を窓口で受領

②内容を確認してシステムに登録

これから

オンラインでこどもの追加・消滅申請が可能

利用者




①オンラインでこどもの追加・消滅申請

市町村




②つうえんポータルで内容を確認して登録

こどもの追加・消滅申請とは

つうえんポータルを利用中に、きょうだい児を新たに追加申請する場合や
こどもが保育園・幼稚園などに入所が決まった場合などの申請をオンラインでできます。

こどもの追加申請

きょうだい児が新たに追加になる場合に、利用者が追加するこどもを市町村に申請します。

こどもの消滅申請

保育園や幼稚園などに入所が決まった場合、利用者が利用停止するこどもを市町村に申請します。

※こどものオンライン申請機能は引っ越しに対応していません

つうえんポータルでのこどもの追加・消滅申請

市町村 

Step1. こどもの追加・消滅申請の設定

利用者 

Step2. こどもの追加申請

Step2. こどもの消滅申請

市町村 

Step3.申請内容の確認・登録

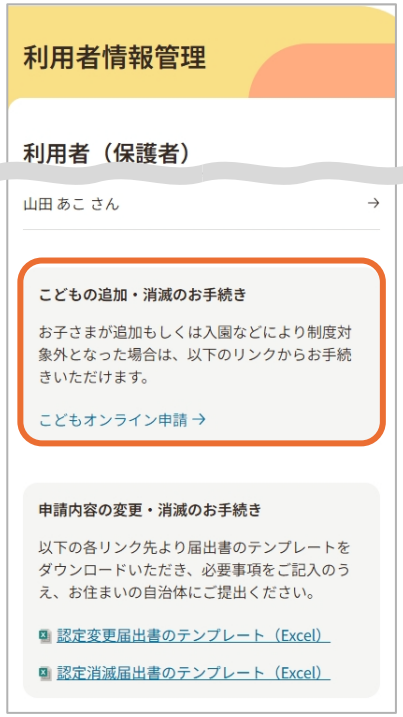
次ページからオンライン申請機能を使った
こどもの追加・消滅申請～認定までの流れをご説明

市町村の設定ごとの利用者の画面

利用者はマイページからこどものオンライン申請ができます。
画面の表示および申請方法は、市町村が設定した内容に応じて申請方法が異なります。



① こどものオンライン申請を受け付けている場合
「こどもの追加・消滅のお手続き」に表示される、こどもオンライン申請の画面から申請ができます。



つうえんポータルからオンライン申請

① こどものオンライン申請を受け付けていない場合
居住市町村窓口への問い合わせ案内とシステムで提供している紙の申請書が作成できるリンクが表示されます。



居住市町村窓口へ問い合わせ
または紙での申請

Step2.こどものオンライン申請｜利用者の申請方法

利用者は利用者情報管理から、**利用者の申請したいタイミングでこどものオンライン追加・消滅申請ができます。**

こどものオンライン追加・消滅申請

① 「利用者情報管理」画面を開きます。

② 「こどもの追加・消滅のお手続き」で「こどもオンライン申請」画面から「申請種別」を選択し、「申請内容の入力へ進む」ボタンをクリックします。

　① 追加申請の場合
　申請種別で「追加」を選択すると申請者の追加情報と追加するこどもの情報を入力する画面が表示されます。

　② 消滅申請の場合
　申請種別で「消滅」を選択すると対象のこどもの選択と、情報を入力する画面が表示されます。

③ 必要な情報を入力し、確認画面で登録内容の確認と同意事項にチェックをし、申請します。

④ 申請が完了すると受付完了メールが届きます。

オンライン利用申請内容のダウンロード

「こどもオンライン申請完了」画面以外からダウンロードできません。必ず申請内容をダウンロードして保管する必要があります。

